

「林野火災注意報・林野火災警報」の発令について

岩手県大船渡市の大規模な林野火災を受け、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・林野火災警報」が運用開始となります。

林野火災注意報・警報について

林野火災注意報とは

- 気象の状況が、林野火災の予防上注意を要する場合に「林野火災注意報」が発令されます。
- 「林野火災注意報」が発令された場合は、区域内にいる者には火災予防条例に定める「火の使用の制限」の努力義務が課せられます。
- 「林野火災注意報」は、警報発令の前段階で注意を促すもので、罰則はありません。

林野火災警報とは

- 気象の状況が、林野火災の予防上危険な気象状況になった場合に「林野火災警報」が発令されます。
- 「林野火災警報」が発令された場合は、区域内にいる者には火災予防条例に定める「火の使用の制限」の義務が課せられます。
- 「林野火災警報」は、「火の使用の制限」に違反した者に対し、30万円以下の罰金又は拘留に処すると定められております。

「火の使用の制限」について

- 火災予防条例第36条に規定により、以下のとおり「火の使用の制限」が課せられます。
 - ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
 - ② 煙火を消費しないこと。
 - ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
 - ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
 - ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
 - ⑥ 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

運用について

- 林野火災注意報・警報の発令は、1月から5月まで一定の気象条件となった場合に発令します。
- 発令区域は、気象庁が定める区域（東部大崎、西部大崎）に区分して発令します。
- 林野火災注意報・警報が発令された場合は、組合ウェブサイトやSNS、防災行政無線、消防車両等での巡回等により、周知、広報を行います。